



In depth

A look at current financial reporting issues

2021年12月31日
No. 2021-12

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表するプロトタイプ基準— 知っておくべきこと

要点

- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立は心待ちにされていました。企業や利害関係者は、多数のサステナビリティ基準、フレームワークおよび指標への対応に苦労してきました。
- 2022年に予定されているISSB基準の公表により、環境・社会・ガバナンス (ESG) に関し、国際的に一貫して比較可能性がある高品質な報告基準の基礎が提供されることになります。
- 基準の公表に先立ち、ISSBの計画をまとめた2つのプロトタイプ基準が公表されました。
- このプロトタイプ基準は、新しいサステナビリティ報告基準の概要を利害関係者に提供するために発表されたものです。プロトタイプ基準は公表された基準ではないため、公開草案に関するISSBのデュー・プロセスを経る必要があります。プロトタイプ基準の公表によって、公開草案のコメント提出者には、公開草案の公表前にその内容を理解するための時間が提供されることになります。
- 本資料は、ISSBの設立の概要を説明するとともに、プロトタイプ基準で特に重視すべき点を解説します。

ISSBの概要と設立およびその目的

2021年11月3日、IFRS財団評議員会(以下、評議員会)は、以下を発表しました。

- 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立。ボードメンバーは2021年および2022年初頭に指名予定。2021年12月にエマニュエル・ファベル議長の任命を発表(詳細は、[In brief INT2021-12「国際サステナビリティ基準審議会の設立発表」](#)(和訳は[こちら](#))を参照)。
- 気候変動開示基準委員会 (CDSB) (旧CDP (Carbon Disclosure Project) の取り組み) と、価値報告財団 (VRF) (統合報告フレームワークおよびSASB基準を提供) を、2022年半ばまでにISSBに統合
- 2つのプロトタイプ基準(気候関連開示に関するテーマ別の開示要求および全般的なサステナビリティに関する開示要求)の公表

さらに、評議員会は、ISSBがフランクフルトを含む複数の所在地に拠点を置くことを発表しました。フランクフルトにはISSBの拠点、モンテリオールにはISSBを支援する主要な機能がそれぞれ置かれることになります。VRFの統合後には、サンフランシスコにオフィスを開設し、またロンドンのオフィスでは市場との対話および各地域の利害関係者とのさらなる協力のための技術的な支援およびプラットフォームが提供される予定です。

ISSBが複数の所在地に拠点を置くのは、国際的に一貫したサステナビリティ報告基準の必要性に対応するために包括的で世界中の意見を取り込みたいという、ISSBに対する評議員会の要望を表しています。

IFRS財団は、ISSBの目的を以下のように述べています。

「新しいISSBの設立する目的は、投資者および他の資本市場参加者が意思決定を行うのに役立ち、企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を提供する、高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを—公共の利益のために—開発することである」。

PwCの所見

ISSB基準は、企業価値に関連するサステナビリティ開示の包括的なグローバル・ベースラインを提供するものです(注1)。当基準は、適用が義務付けられる方法、または投資者だけでなくより広範な利害関係者の情報ニーズを満たすために必要に応じて地域固有の要求事項と組み合わせた方法で策定されることが期待されています。

ISSB基準は、各地域の当局が採用しない限り、報告書への適用は義務付けられません。ただし、現地の法規則によって認められる場合は、ISSB基準を任意で使用する可能性があります。

注1: 企業価値とは、全般的なプロトタイプ基準において、企業の時価総額に企業の純有利子負債(ネットデット)の市場価値を加えたものと定義されています。短期、中期および長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額・時期・確実性の見積りに基づき、資本市場の参加者によって決定されます。企業価値は、利用者が将来キャッシュ・フローに帰属する価値を含む、利用者による将来キャッシュ・フローの評価を反映しています。

プロトタイプ基準の策定

評議員会は、(証券監督者国際機構(IOSCO)および国際公会計基準審議会(IPSASB)の支援と監督を受けて)技術的準備ワーキング・グループ(TRWG)を設置しました。TRWGは、ISSBの立ち上げ、およびISSB基準の迅速な策定の支援を目的としています。

TRWGは、ISSBが検討するための技術的提言を提供することを目的に、投資者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てた現行の関連するイニシアティブによる成果を統合し、それに基づきプロトタイプ基準を策定することが意図されています。

TRWGのメンバーは以下のとおりです。

- 国際会計基準審議会(IASB)
- 気候変動開示基準委員会(CDSB)
- 金融安定理事会(FSB)による気候関連財務開示タスクフォース(TCFD)
- 価値報告財団(IPSASB財団および国際統合報告評議会(IIRC))
- 世界経済フォーラム(WEF)と「ステークホルダー資本主義の測定」イニシアティブ

TRWGの最初の公表物は、プロトタイプ基準でした(詳細を以下に記載)。

TRWGが実施した作業の概要と将来の作業計画は、[こちら](#)をご覧ください。

評議員会がこの「プロトタイプ基準」を公表したのは今回が初めてです。プロトタイプ基準は以下を目的に公表されました。

- 利害関係者に対して、サステナビリティ報告基準の範囲を早期に示す
- ISSBに対して、基準設定プロセス開始の足がかりを提供する
- コメント提出者に対して、公開草案の公表前に提案内容を理解できるようにする

ISSBは、TRWGの作業により情報提供された基準の公開草案の公表を含め、ISSBの独立したデュー・プロセスに従って、TRWGの提言を検討し、次のステップを決定することになります。公開草案は2022年上半期に公表され、最終基準は2022年末までに公表されることが期待されています。プロトタイプ基準の公表は、利害関係者に対して、ISSBの方向性を早期に示すとともに、その提案内容を検討する時間を与えることとなります。

以下の2つのプロトタイプ基準が公表されています。

- サステナビリティ関連財務情報に関する全般的な開示要求のプロトタイプ(「全般的なプロトタイプ」)
- 気候関連開示に関するプロトタイプ(「気候プロトタイプ」)

全般的なプロトタイプは、財務報告基準である国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」に基づくもので、サステナビリティに関する重要性のある非財務情報の開示に関する全般的な構造を示しています。

この全般的な構造は、TCFDの柱となる4つの項目である、ガバナンス、戦略、リスク管理、ならびに指標および目標に基づいています。TCFDが提言する開示は、多くの地域ですでに採用されているか、近いうちに採用されるものです。

ISSB基準は、将来において、これらの4つの柱に基づき構成される、すなわち、全般的なプロトタイプ基準と気候プロトタイプ基準もTCFDと同じ方法で構成されることが期待されます。テーマ別の気候プロトタイプは「気候関連のリスクおよび機会」に対応している一方、全般的なプロトタイプは全般的であって、広範の「サステナビリティ」に関する論点に対応することが意図されています。例えば、「ガバナンス」の柱に関連する開示要求の違いに着目すると、

全般的なプロトタイプでは開示要求を、以下のように規定しています。

- 「サステナビリティ関連のリスクおよび機会に責任を負う機関または機関を構成する個人の名称」(第25項(a))

一方、気候プロトタイプの開示要求は、以下のように規定しています。

- 「気候関連のリスクおよび機会に責任を負う機関または期間を構成する個人の名称」(第4項(a))

この4つの柱を適用するアプローチを将来における基準すべてに採用することは、作成者に首尾一貫した開示による便益をもたらすこととなります。

サステナビリティ関連財務情報に関する全般的な開示要求のプロトタイプ基準

上記のように、全般的なプロトタイプは、財務報告基準であるIAS第1号「財務諸表の表示」を反映する形で開発されました。全般的なプロトタイプでは、サステナビリティ関連の非財務情報に関する包括的な開示要求を規定しています。

目的

全般的なプロトタイプの目的は、報告企業が晒されている重大なサステナビリティに関連するリスクおよび機会に関する情報を提供することです。全般的なプロトタイプは、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に対して資源を提供すべきかどうかを決定する際に当該情報が役立つものでなければならないことを明確にしています。これは、企業の将来キャッシュ・フローおよび企業価値評価を利用者がより明確に理解することによって実現します。

全般的なプロトタイプにおいて、一般目的財務報告(「財務報告」)は、企業の一般目的財務諸表およびサステナビリティ関連財務情報に関する開示を包含するものであるが、それらに限定されないと定義されています。

また、全般的なプロトタイプにおいて、利用者は、「既存および潜在的な投資者、融資者およびその他の債権者」と定義されています。全般的なプロトタイプでは、利用者は以下のような事項に関して意思決定を行う可能性があることと示されています。

- 資本性金融商品および負債性金融商品の購入、売却または保有
- 貸付金およびその他の形態の信用の供与または決済
- 企業の経済的資源の利用に影響を与える経営者の行動に対する議決権の行使またはその他の影響

また、全般的なプロトタイプは、サステナビリティ関連財務情報は年度ごとに整合的に作成され、前期に関する比較情報の開示と一緒に表示しなければならないことを明確にしています。当期において、過去に入手可能でなかった情報を入手し、その追加情報に基づいて指標を算出する際に使用したインプットを修正する場合、企業は、実務上不可能でない限り、修正再表示された比較数値を提供しなければなりません。また、そのような変更の理由も開示しなければなりません。

さらに、全般的なプロトタイプは、財務データと仮定、財務諸表で報告される情報との整合性を考慮する必要があると強調しています。

範囲

財務情報との整合性は検討事項ではありますが、プロトタイプ自体はどのような会計フレームワークが適用されるのかにはとられません。たとえば、全般的なプロトタイプ基準は、IFRS基準または現地の会計基準と一緒に使用することができます。

PwCの所見

全般的なプロトタイプ基準の範囲に関して、IFRS基準以外の会計フレームワークも含めて熟慮していることを示すことで、IFRS基準の適用が要求されていない企業にも可能な限り広範な適用が認められる意図が表れています。例えば、これには、現地の会計基準を適用する非公開企業、または主要な会計フレームワークとしてIFRS基準を適用していない地域が含まれる可能性があります。

真にグローバルな基準となるには、多くの地域でISSBのサステナビリティ基準の適用が義務付けられる必要があります。

全般的なプロトタイプは、基準を適用する際のヒエラルキーを提供しています。したがって、より具体的なその他のIFRSサステナビリティ開示基準が存在し、それが特定のサステナビリティ関連事項や、関連する産業横断的指標、産業に基づく指標および活動指標ならびに目標に関連する開示要求を含んでいる場合には、その特定の基準に準拠する必要があります。この例として、気候プロトタイプのサマリーをご参照ください。

全般的なプロトタイプの範囲に関して、「報告企業の企業価値に影響を及ぼさないサステナビリティ事項は、一般目的財務報告の範囲の外にある」と記載されていることに留意が必要です。これは、報告は利用者が企業価値を評価するのに役立つサステナビリティ事項のリスクおよび機会に関する完全な描写でなければならないとする、全般的なプロトタイプの目的と合致します。利用者は、短期、中期および長期にわたる企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および確実性を予測することにより、これを実施します。

重要性(materiality)

全般的なプロトタイプは、サステナビリティ関連情報は、それを省略したり、誤表示したり、または覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、そのような情報は重要性があると定義しています。

これは、IFRS基準における重要性の定義と整合的です。具体的には、[IAS第1号第7項](#)をご参照ください。

全般的なプロトタイプによると、企業は、ある項目に重要性があるかどうかを決定するために、以下の要因を考慮しなければなりません。

- 重要性のある情報は、企業の企業価値に対する利用者の評価に影響を与えることが合理的に予想し得る要因についての知見を提供するもので、短期、中期および長期にわたりキャッシュ・フローを生成する能力を含む。
- 要求事項の適用により得られる情報が報告企業にとって重要性がない場合、開示する必要はない。

全般的なプロトタイプでは、統一的な量的閾値や前もって決定された重要性が定められていないため、判断が必要となります。さらに、重要性は時の経過とともに変化する可能性があるため、その判断は再評価する必要がある可能性があります。

全般的なプロトタイプは、利用者が合理的な知識を有し、情報を勤勉さをもって検討し、時には複雑なサステナビリティ関連事項を理解するために専門家の助言を求めるといった期待があることを認めています。

PwCの所見

重要性の定義は、全般的なプロトタイプにおける企業価値の文脈のなかのもので、指標および目標に関するTCFDのガイダンスと整合しています。また、これはサステナビリティ報告における企業価値に関する基準を提供するISSBの目的とも結びついています。

IFRS財団は、より広範な社会活動に関する報告を模索している各国政府機関が、ISSBのサステナビリティ開示基準をより広範な社会活動に関する報告を構築する基盤として使用することを期待しています。

報告企業の境界 (boundary)

全般的なプロトタイプは、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示における報告企業の境界は同一であるべきと提案しています。しかし、報告企業の境界に関する問題は複雑となる可能性があります。例えば、IFRS基準に基づく報告では、報告企業の境界の決定は、報告企業の財務諸表の主要な利用者の情報ニーズに左右されます[IFRS概念フレームワーク3.14項]。

利用者の企業価値の評価に影響を及ぼす、報告企業の境界の外にいる当事者との活動、相互作用および関係から生じる重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関しても企業に重要性のある情報の開示を求めるという要求事項があるため、この問題はさらに判断を要するものとなっています。

その例として、全般的なプロトタイプ基準では、企業の主要な仕入先が、環境規制を遵守するために大幅な改良が必要となる製造プロセスを使用している事例を検討しています。全般的なプロトタイプでは、この仕入先に関連するサステナビリティ事項のリスクおよび機会に関する追加の開示が、報告の利用者にとって重要性があるとみなされる可能性があることを示唆しています。しかし、IFRS基準に基づく報告の観点からは、当該仕入先は報告企業の一部とはみなされないと考えられます。

PwCの所見

企業と関係があるものの企業グループの一部ではない企業に関する情報を報告で使用する場合、報告企業の境界の定義は困難となります。これは、全般的なプロトタイプにおいて「企業は、利用者の企業価値の評価に影響を及ぼすような、報告企業の境界の外にいる当事者との活動、相互作用および関係から生じる重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する重要性のある情報を開示しなければならない」という規定が追加されたことにより問題が生じています。

ISSBのデュー・プロセスにおいてこれらのプロトタイプ基準に関するフィードバックが求められる際は、この報告企業の境界の適用がISSBに対する主な質問になるだろうとPwCは予想しています。例えば、多くの企業が複雑な組織構造を有しており、共同支配の取決めや関連会社などのさまざまな形態の投資に関与しているためです。

結合性 (connectivity)

全般的なプロトタイプでは、利用者が企業の報告書において他の情報との結合性、依存性およびトレード・オフを理解できるように、サステナビリティ開示に含める可能性のある領域の例を示しています。これには、例えば、開示要求に関する4つの柱のうち、1つまたは複数を含む指標および目標が存在する状況が含まれます。企業は、炭素排出税などのサステナビリティ関連リスクによって事業の再編を行わなければならない場合があるものの、それが労働力のスキル向上や再配置というビジネス上の機会につながることもあり、これらの領域を関係付ける可能性があります。

その他の重要な領域

全般的なプロトタイプにおけるその他の重要な領域には、以下が含まれていますが、これらに限定されません。

- **報告頻度**—全般的なプロトタイプは、サステナビリティ関連財務情報開示は財務諸表と同じ報告期間において行うべきであると明示しています。したがって、開示は、少なくとも12か月ごとに財務諸表と同時に提供されるべきです。また、全般的なプロトタイプでは、期中開示の作成に関するガイダンス、および当該開示が新たな情報、事象および状況に焦点を当てた直近の完全な1組の年次開示のアップデートであることの説明も示されています。
- **報告媒体**—全般的なプロトタイプは、サステナビリティ関連財務情報開示は企業報告の一部に含まれるべきであると明示しています。現地の法規制に応じて、企業が自社の報告においてサステナビリティ関連財務情報を記載する場所は多様である可能性があります。全般的なプロトタイプは、サステナビリティ開示は他の報告書に相互参照できると明確に述べています。しかし、これは、同じ利用者が同一の条件で同時に利用できるものでなければなりません。
- **見積りおよび結果の不確実性の発生要因**—全般的なプロトタイプは、合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連の指標の作成にとって不可欠であると指摘しています。全般的なプロトタイプは、見積りが明確で、かつ正確に記述および説明されている限り、見積りの使用は情報の有用性を損なうものではないと述べ

ています。また、作成者は、現在は財務上の影響を及ぼさないものの開示すべき重要性がある将来の事象の有無を検討しなければなりません。特に、評価すべき結果に一定の範囲がある事象は検討すべきです。例えば、現地の政府が、2025年に炭素税を実質的に施行すると発表する可能性があります。この税金は将来においてのみ施行されるため、現在の企業の財務には影響を与えないと考えられます。しかし、一般目的財務報告の利用者に開示すべき重要性のある事象である可能性があります。

- **誤謬**—一般的なプロトタイプにおける誤謬の定義は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」(第5項)における定義と同じです。すなわち、「一般目的財務報告の発行が承認された時に入手可能となっており、サステナビリティ関連財務開示を作成し表示する際に入手でき検討できたと合理的に予想できた情報の不使用または誤用により生じた、企業のサステナビリティ関連財務情報開示の脱漏および誤表示」です。IAS第8号と同様に、すべての重要性のある過年度の誤謬は、翌期の一般目的財務報告書の発行が承認されるまでに遡及的に訂正されなければなりません。
- **準拠表明**—一般的なプロトタイプでは、企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に関連する要求事項のすべてを満たしている場合、およびその場合にのみ、準拠に関する明示的かつ無限定の記述を含めなければならないという開示要求があります。

気候関連開示に関するプロトタイプ基準

はじめに

上記で説明したように、ISSBは、一般的なプロトタイプの公表に加えて、気候プロトタイプを公表しました。気候プロトタイプは、一般的なプロトタイプで示された概念を採用しており、その概念を気候関連リスクに適用しています。

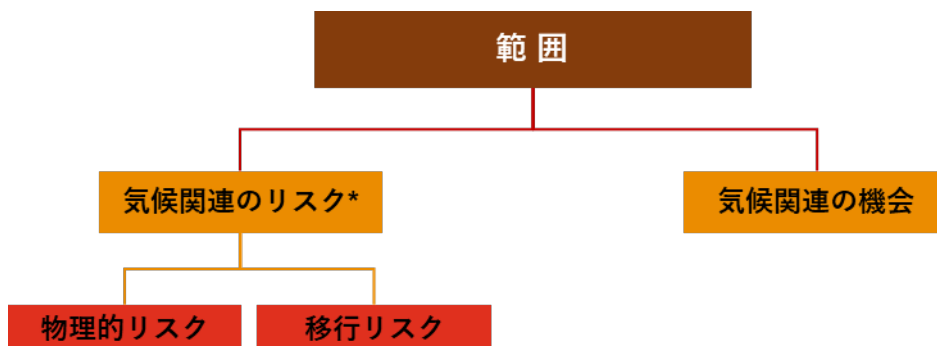
目的

気候プロトタイプに含まれる開示要求の目的は、企業に対して、企業が直面している気候関連のリスクおよび機会の開示を要求することです。これにより、企業の報告の利用者は、以下の実施が可能になります。

- 利用者は、気候関連のリスクおよび機会が企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を判定することができる。さらに、そのような開示は、利用者が報告企業の企業価値、すなわち、短期、中期および長期にわたる企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および確実性を見積りに評価する際に役立つ。
- 気候関連のリスクおよび機会を管理するための企業の対応ならびに戦略に、経営者による資源の使用および対応するプロセスがどのように役に立つのかを理解する。
- 気候関連のリスクおよび機会に対応するために、企業がどのように自社の計画、ビジネスモデル、オペレーションを適応できるのかを評価する。

範囲

気候プロトタイプの範囲は、以下の図のとおりです。



*網羅的なリストではない

上記の図で示されているリスクおよび機会とは、以下のように定義することができます。

- 気候関連のリスクとは、気候変動が企業に及ぼす潜在的なマイナスの影響です。このうち物理的リスクとは、気候変動から生じるリスクであり、イベント・ドリブンな(事象のたびに生じる)変化(急性)または気候パターンの長期的な変化(慢性)から生じる可能性があります。これらのリスクは、資産への直接的な損害やサプライチェーンの混乱による間接的な影響など、企業に財務上の影響を及ぼす可能性があります。
- 移行リスクとは、低炭素経済への移行に伴うリスクです。低炭素経済への移行には、気候変動に関連する軽減や適用の要求事項に対応するため、広範な政策、法律、技術および市場の変化を伴う可能性があります。移行リスクは、これらの変化の性質、速度および焦点に応じて、さまざまなレベルの財務リスクや風評リスクを企業にもたらす可能性があります。
- 気候関連の機会とは、気候変動が企業に及ぼす潜在的なプラスの影響のことです。

上記のように、プロトタイプ基準の全般的な構造は、TCFDの4つの柱である、ガバナンス、戦略、リスク管理ならびに指標および目標に基づいています。これらはそれぞれ気候プロトタイプで取り扱われており、以下でさらに詳しく検討します。

ガバナンス

利害関係者、およびその他の気候関連の報告の利用者は、以下を識別し理解することに関心をもっています。

- 企業の取締役会および/またはその他のガバナンス機関が、気候関連のリスクおよび機会を監督する上で果たしている役割
- それらのリスクおよび機会の評価および管理における経営者の役割

気候プロトタイプは、気候関連のリスクおよび機会を監督し管理するために用いるガバナンスのプロセス、コントロール、および手続を報告の利用者が理解できるようにするための情報を開示すべきであると述べています。

この目的を達成するために、気候プロトタイプは、対処すべき詳細な開示要求のリストを示しています。全体的な要求事項では、気候関連のリスクおよび機会を監督するガバナンス機関(取締役会、委員会、またはガバナンスを担当する同等の機関が含まれる可能性がある)、および気候関連のリスクおよび機会に関する経営者の役割に関する説明が必要であるとしています。

戦略

気候関連事項が、短期、中期および長期にわたる企業の事業、戦略および財務計画にどのような影響を与えるのかを理解するために、企業は、投資家やその他の利害関係者に対して企業の将来の業績に関する情報を開示する必要があります。また、これは、利害関係者が企業の企業価値を評価する際に役立ちます。

気候プロトタイプは、報告の利用者が以下について理解できるように情報を開示する必要があると述べています。

- 気候関連のリスクおよび機会に対処するための戦略
- 企業の短期、中期、または長期にわたるビジネスモデル、戦略、およびキャッシュ・フローに影響を与えると合理的に予想される重大な気候関連のリスクおよび機会
- 気候関連の重大なリスクおよび機会が企業のビジネスモデル、経営者の戦略および意思決定(移行計画を含む)に及ぼす影響の評価(注2)。
- 気候関連の重大なリスクおよび機会が報告期間末日時点の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響、ならびに短期、中期および長期にわたって予想される影響
- 重大な気候関連リスク(物理的リスクおよび移行リスク)に対する企業の戦略のレジリエンスの分析

気候プロトタイプでは、シナリオ分析に関する開示要求を含めて、上記の開示要求への対処方法について詳細なガイダンスが示されています。

例えば、企業は、重大な気候関連リスクに対する、企業の戦略のレジリエンスの分析を開示しなければなりません。この開示には、企業がシナリオ分析を使用したかどうか、また、当該シナリオに目的適合性がある理由についての説明を含めた、シナリオの情報源と対象期間が含まれていなければなりません。

注2: 移行計画とは企業の包括的な戦略の一部であり、企業の包括的な戦略では、温室効果ガスの排出削減などのアクションを含む、低炭素経済への移行を支える目標とアクションの1セットを定めています。

PwCの所見

定量的なシナリオ分析は、TCFDのもっとも難しい分野のひとつです。シナリオ分析で用いられる情報は、多くの場合、財務報告で用いられる見積りや判断とは異なります。これは、当該情報が異なる目的(すなわち、発生の可能性はほとんどないものの、短期、中期、または長期にわたって非常に重大なリスクを識別すること)のために作成されるためです。すなわち、シナリオは特定の気候シナリオの仮想的な影響であり、気候変動の影響に関する企業の最善の見積りや市場参加者の仮定と一致しない可能性があります。したがって、財務報告における情報と比較したときに、これらのシナリオが表している内容によって混乱が生じる場合があります。

現時点でシナリオは多くの企業が取り組んでいる分野でないため、ISSBの最終基準にどのように織り込まれるかは、基準最終化のデュー・プロセスにおいて大きな議論の対象になる可能性があります。

リスク管理

気候プロトタイプは、報告の利用者が企業の全体的なリスク・プロファイル、ならびにリスク管理活動やプロセスを評価するために、企業が気候関連リスクをどのように識別、評価、管理および軽減しているかの説明を要求しています。これに加えて、企業は、それらのプロセスが企業の既存のリスク管理プロセスに組み込まれているかどうかを明確にする必要があります。

気候プロトタイプでは、開示の必要性に対処するため、以下の開示要求が含まれています。

- 気候関連リスクを識別するプロセスを含む、リスク管理のプロセス
- 気候関連リスクの重大さを評価するプロセス
- それぞれの重大なリスクがどのようにモニタリング、管理および軽減されているのか
- リスクの識別、評価および管理のプロセスが包括的なリスク管理のプロセスにどのように統合されているのか

企業は、上記の情報を開示する際に、包括的なリスク管理の目的にも対処しなければなりません。

PwCの所見

意思決定に有用な気候関連情報への需要が高まっています。利害関係者は、一貫性があり、比較可能で、透明性や信頼性のあるリスク情報の開示を求めてきました。PwCの「2021年世界ESG投資家調査」は、投資家の観点に関する詳しい知見を提供しています。

<https://www.pwc.com/gx/en/corporate-reporting/assets/pwc-global-investor-survey-2021.pdf>

指標および目標:

一般目的財務報告の利用者は、企業の気候関連のリスクおよび機会の理解に加えて、企業がこれらの識別されたリスクおよび機会に関連する自社の業績をどのようにモニタリングし、適応させているのかを理解したいと考えています。指標および目標は、この重点領域に対処する鍵となります。重大な気候関連のリスクおよび機会に対する企業の業績を測定するために、定量的な指標および目標の開示を利用することが可能です。

気候プロトタイプは、以下の開示を要求しています。

- 産業横断的指標: 企業が営業する産業にとらわれず目的適合性があり適用可能な指標(以下の例を参照)
- 産業に基づく指標: 企業が報告する産業によって異なるもの
- 気候関連リスクの軽減もしくは適応、または気候関連の機会を最大化するために経営者が設定した目標
- 気候関連リスクの軽減もしくは適応、または気候関連の機会を最大化するために経営者が設定した目標の進捗度を測定するための、取締役会や経営者が使用するその他の重要業績指標(KPI)

TRWGの提言

以下は、ISSBが「指標および目標」について検討するためのTRWGの提言です。

- 報告企業間の首尾一貫性や比較可能性を確保するために、産業横断的指標に関する詳細な技術的

プロトコルを開発する。

- 産業横断的な開示と産業に基づく開示との関係に関する詳細なガイダンスを開発する。

気候プロトタイプは、以下の開示すべき産業横断的指標を示しています。

- 温室効果ガス排出量
- 移行リスク
- 物理的リスク
- 気候関連の機会
- 資本展開
- 内部炭素価格
- 報酬

PwCの所見

気候プロトタイプに含まれる産業横断的指標は、TCFDのフレームワークに含まれる産業横断的な気候関連の指標の категорияと整合しています。TCFDは、これらのカテゴリーが気候関連のリスクおよび機会を測定するにあたって重要な要素であると考えているため、これらに焦点を当ててきました。さらに、これらの指標は、気候関連のリスクおよび機会に関して、気候関連の財務上の影響を見積もる基礎を構成しています。

企業は、利用者が企業の目標や戦略的目標の達成有無を理解し評価するために、気候関連の目標だけでなく、以下についても開示する必要があります。

- 目標の目的
- 目標は何に基づいているか
- 目標が適用される期間
- 目標および戦略的目標の達成に関して進捗を評価するために使用される指標

これは網羅的なリストではありません。

産業別の開示要求

企業は、産業別の指標に関する要求事項を満たすために、気候プロトタイプの付録B「産業別の開示要求」で示されている表を使用しなければなりません。この表には、産業別の開示要求のサマリーが含まれています。サマリーは、セクター別および産業別で構成されており、各産業の気候関連のリスクまたは機会に関する開示トピックが特定されています。

気候プロトタイプの付録Bにおける開示トピックと関連する指標は、産業別の活動によってリスト化されています。気候プロトタイプは、企業は自らの活動に関連しており、特定の気候関連のリスクまたは機会に関するビジネスモデルに沿った指標のみを開示すべきと明示しています。

企業が複数の産業にまたがる事業活動を行っている場合は、企業は当然ながらそれらの産業に関して個別の開示を提供しなければならない可能性があります。

PwCの所見

気候プロトタイプの付録Bに含まれる産業および指標の大部分が、企業になじみのある現行のSASB産業別基準を活用したものです。

IFRS基準は、通常、特定の産業に制限されないため、産業別の指標を含めることは、財務諸表における指標の開発方法を著しく変更することになります。産業を定義し、類似する産業間の整合性に対処することは、困難を伴う可能性があります。SASB基準は、その決定までに長い道のりを歩んでいます。しかし、基準の形式や構造は必ずしも一貫しているわけではなく、指標の一部は国際的な適用は難しいとPwCは認識しています。

ISSBの次のステップ

上記のサマリーでは、全般的なプロトタイプと気候プロトタイプのハイライトのみを取り上げています。ISSBは、TRWGによる提言を検討し、次のステップを決定することになりますが、これには、ISSBの独立したデュー・プロセスに従った、TRWGの公表物により情報提供された基準に関する公開草案の公表も含まれます。

ISSBの設立は、サステナビリティ報告のための変革的な事象となる可能性が高いものの、依然として対応しなくてはならないことが多くあります。基準策定への意義のある関与が不可欠です。報告の作成者および利用者の双方が関与し、公開草案の提案に意見を提出する必要があります。2022年末までに公表されるISSB基準は、グローバルで、一貫性があり、比較可能かつ質の高いサステナビリティ報告基準の基礎を提供することになります。

企業が報告書に関してグローバル・ベースラインとなる基準を採用し、データ、プロセス、コントロールの質が向上するにつれて、投資家の信頼も高まると予想されます。また、市場の事例では、外部報告において透明性、目的適合性、高い信頼性のあるESG情報を提供することが、投資者を含む利害関係者との信頼を高めることを示しています。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.